吸収分割に関する事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示）

２０２０年４月２８日

株式会社丸山製作所

マルヤマエクセル株式会社

2020年4月28日

各位

東京都千代田区内神田三丁目4番15号
株式会社丸山製作所
代表取締役　尾頭正伸

東京都千代田区内神田三丁目4番15号
マルヤマエクセル株式会社
代表取締役　遠藤茂巳

株式会社丸山製作所（以下「丸山製作所」という）及びマルヤマエクセル株式会社（以下「マルヤマエクセル」という）は、2019年7月16日、それぞれ取締役会の決議を経て、両社の分割（以下「本件分割」という）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よってここに本件分割に係る事前開示をいたします。

なお、本件分割は、分割会社であるマルヤマエクセルにおいては会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割、承継会社である丸山製作所においては同法第796条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

記

1．吸収分割契約書

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2．吸収分割に際して交付する株式等（会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項）

本件分割に際して、丸山製作所はマルヤマエクセルに株式その他の金銭等を交付しません。

3．全部取得条項付種類株式の取得等（会社法第758条第8号に関する事項）

該当事項はありません。

4．新株予約権の交付、割当て等（会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項）

該当事項はありません。

5．計算書類等に関する事項

①吸収分割承継会社である丸山製作所の最終事業年度に係る計算書類等

丸山製作所は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」によりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

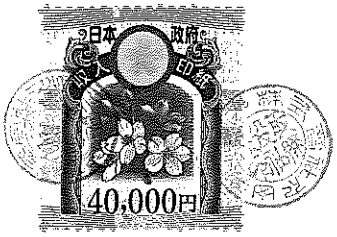
②吸収分割会社であるマルヤマエクセルの最終事業年度に係る計算書類等

マルヤマエクセルの最終事業年度に係る貸借対照表は、別紙２のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6．吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務履行の見込みに関する事項

丸山製作所およびマルヤマエクセルの双方は、本分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本分割後における丸山製作所およびマルヤマエクセルの債務の履行見込みについては、問題ないものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

マルヤマエクセル株式会社（以下「甲」という。）と株式会社丸山製作所（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

（会社分割の方法）

第 1 条　甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙明細①記載の甲の事業（以下「本件事業」という。）を吸収分割（以下、「本件分割」という。）し、本件分割に際して別紙②および③記載の権利義務等のみを承継させる。

（当事者）

第 2 条　本件分割を行う当事者は、次のとおりとする。

一　甲（吸収分割会社）

商　号：マルヤマエクセル株式会社

住　所：東京都千代田区内神田三丁目 4 番 15 号

二　乙（吸収分割承継会社）

商　号：株式会社丸山製作所

住　所：東京都千代田区内神田三丁目 4 番 15 号

（分割に際して発行する株式）

第 3 条　乙は、本件分割に際して、株式を新たに発行しないものとする。

（増加すべき資本金及び準備金）

第 4 条　本件分割により甲の資本金は減少しないものとする。

2　本件分割により乙の資本金及び資本準備金の額は増加しないものとする。

（分割交付金）

第 5 条　乙は、吸収分割に際して、分割交付金を支払わないものとする。

（分割承認手続）

第 6 条　本件分割は、甲については会社法第 784 条第 1 項の定めに基づき、また、乙については第 796 条 2 項に基づき、それぞれ簡易な吸収分割の手続によるものであることを確認する。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

（効力発生日）

第 7 条　本件分割の効力発生日は、2019 年 10 月 1 日とする。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

（財産の管理）

第 8 条　甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

2　乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

（権利義務の承継）

第 9 条　乙は、2019 年 9 月 30 日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、別紙明細②記載の本件事業に属する資産及び負債を効力発生日において甲より承継する。

2　乙は、効力発生日において別紙明細③記載の本件事業に属する契約を甲より承継する。

（競業避止義務）

第１０条　甲は、本件分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

（会社分割の条件の変更等）

第１１条　本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙又は本件事業の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（契約の効力）

第１２条　本契約は、法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

（協　議）

第１３条　本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、又は本契約若しくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙間で誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として本契約書１通を作成し、甲と乙が記名押印の上、甲がその写しを乙が原本を所持する。

２０１９年7月１６日

甲　　東京都千代田区内神田三丁目4番15号
マルヤマエクセル株式会社
取締役社長　遠　藤　茂　巳　　印

乙　　東京都千代田区内神田三丁目4番15号
株 式 会 社 丸 山 製 作 所
取締役社長　尾　頭　正　伸　　印

別紙明細

① 乙が承継する本件事業

甲が営む産業用機械の製造及び販売に係る事業

② 乙が承継する資産及び負債

1. 資産

本件事業に属する棚卸資産、その他有形固定資産および無形固定資産

2. 負債

本件事業に属する退職給付引当金および未払株式給付費用

③ 乙が承継する契約

本件事業に関して甲が乙を除く第三者と締結した売買契約、業務委託契約、雇用契約（本件事業に主として従事する従業員との契約に限る。）およびその他本件事業にかかわる一切の契約の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

（マルヤマエクセル株式会社）

貸借対照表

（２０１８年９月３０日現在）

（単位：円）

（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,172,201,785	流動負債	1,439,192,925
現金及び預金	230,368,064	支払手形	172,098,350
受取手形	387,653,786	電子記録債務	311,723,111
電子記録債権	219,872,726	買掛金	616,455,712
売掛金	830,862,429	長期借入金（１年内返済）	54,000,000
商品及び製品	374,734,993	未払金	142,393,864
仕掛品	27,065,930	未払法人税等	33,891,106
原材料及び貯蔵品	68,542,502	賞与引当金	48,676,383
繰延税金資産	24,536,897	設備支払手形	1,100,520
未収入金	5,893,031	その他	58,853,879
その他	2,671,427	固定負債	202,398,593
固定資産	239,685,854	退職給付引当金	193,399,685
有形固定資産	152,419,671	長期預り金	5,300,000
建物	2,670,698	その他	3,698,908
機械及び装置	137,734,811	負債合計	1,641,591,518
車輌運搬具	2	（純資産の部）	
工具器具備品	2,199,766	株主資本	768,122,380
土地	34,731	資本金	242,900,000
リース資産	568,463	資本剰余金	116,891,264
建設仮勘定	9,211,200	資本準備金	26,891,264
無形固定資産	45	その他資本剰余金	90,000,000
その他	45	利益剰余金	408,331,116
投資その他の資産	87,266,138	利益準備金	41,033,736
投資有価証券	15,687,784	その他利益剰余金	367,297,380
出資金	30,000	別途積立金	45,000,000
繰延税金資産	59,973,426	繰越利益剰余金	322,297,380
その他	13,849,500	評価・換算差額等	2,173,741
貸倒引当金	△ 2,274,572	その他有価証券評価差額金	2,173,741
		純資産合計	770,296,121
資産合計	2,411,887,639	負債・純資産合計	2,411,887,639

（注）１．減価償却累計額　706,176,961 円

２．１株当たり純資産　2,214.77 円